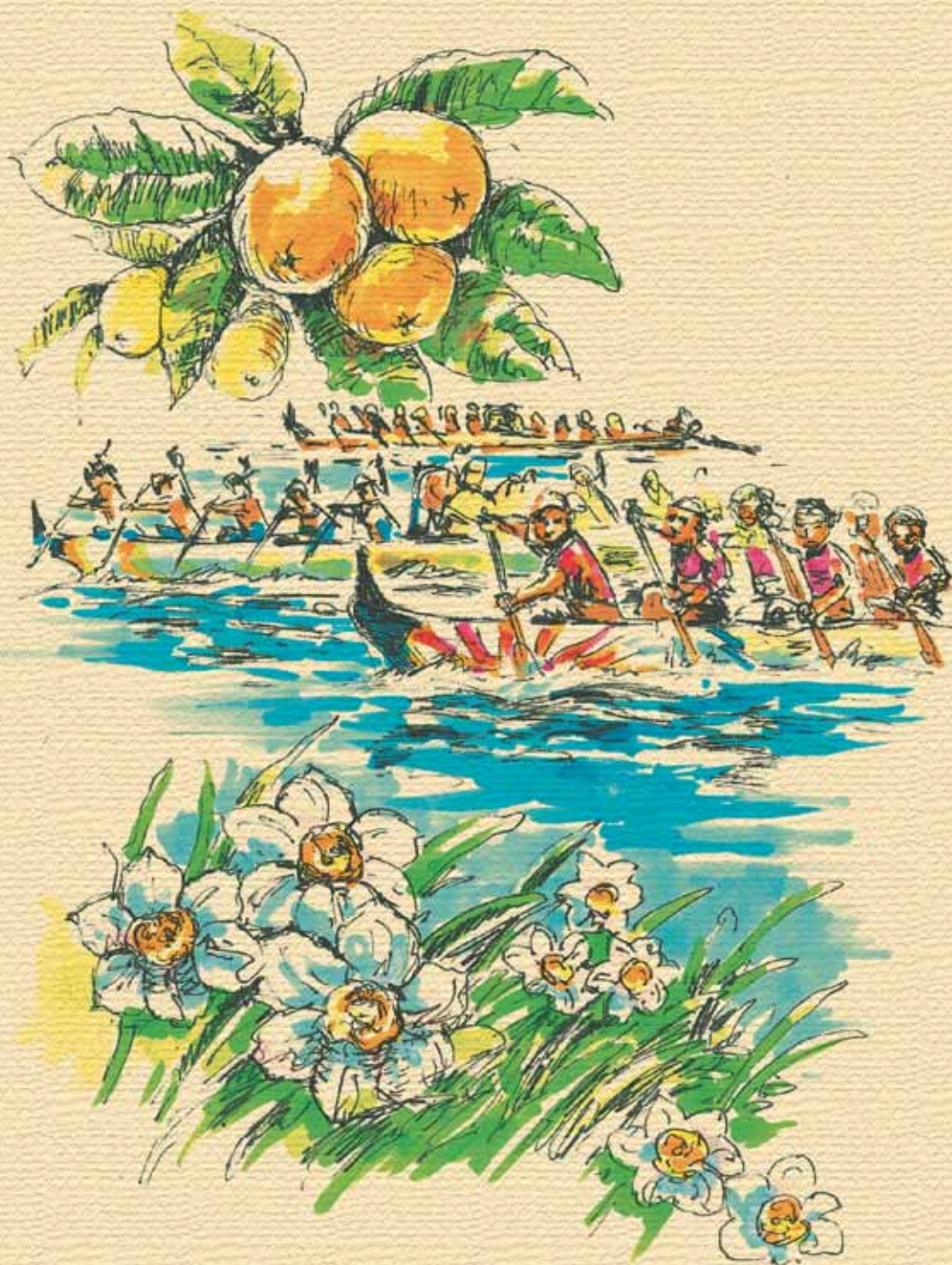


三和町版

# 長崎市との 合併に伴うお知らせ





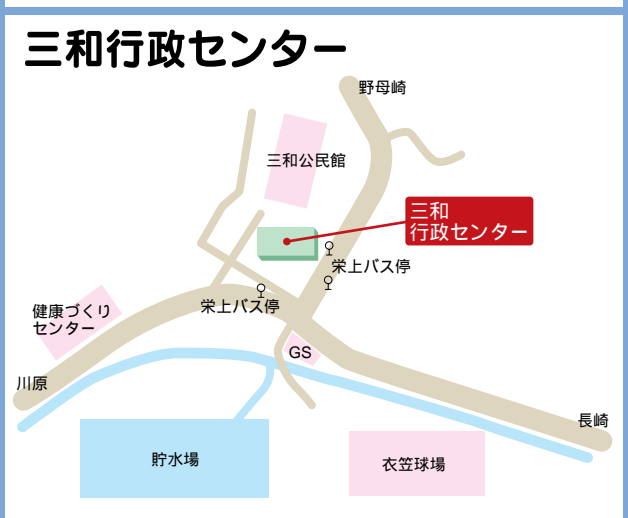
平成17年1月4日に香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・外海町・三和町が長崎市と合併することになりました。そこで、各地区に設置する行政センターで取り扱う業務の内容や制度などを住民の皆様にお知らせするために、このパンフレットを作成いたしましたので、ご利用ください。

内容についての詳細は、担当課や各行政センター（合併までは各町役場）へお気軽にお尋ね下さい。

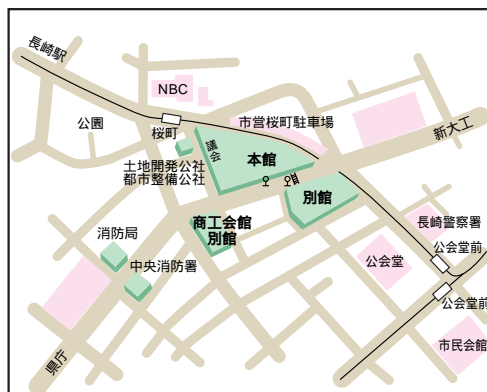
長崎市の行政サービスについては、「広報ながさき」などでもお知らせします。

目 次	
行政センターマップ	1
市役所・支所マップ	2
合併による住所変更の手続きについて	4
三和行政センター等の主な組織	7
三和行政センター庁舎案内図	7
合併後の住所表示について	7
税について	8
住民票や戸籍などについて	10
原爆被爆者支援について	11
福祉・保険について	11
保健事業について	13
環境事業について	14
水道・下水道について	15
施設の利用について	15
教育について	16
道路・河川・住宅など	17
公共施設マップ	
香焼地区	20
伊王島地区	21
高島地区	22
野母崎地区	23
外海地区	24
三和地区	25
長崎市（中央・東部・西部・南部・北部地区）	26

# 行政センターマップ



# 市役所マップ



## 市役所本館

<b>5階</b>	道路維持課 河川課 道路建設課 道路台帳室 みどりの課 公園建設課 道路公園総務課 監査事務局 外部監査人室 監査委員室	
<b>4階</b>	健康教育課 学校教育課 学務課 教育長室 教育委員会総務課 企画調整室 施設課 入札管理室 入札室 技術調査課 契約課 工事検査室 総合企画室 人権啓発室	
<b>3階</b>	市長室 助役室 秘書課 総務課 人事課 行政体制整備室 市政記者室 防災無線室 広報課 財政課	
<b>2階</b>	納税課 資産税課 固定資産評価員室 国民健康保険課 市民税課 用地課 管財課	→ 別館へ(歩道橋)
<b>1階</b>	案内所 自治振興課 自治会相談情報コーナー 国民年金課 市政資料コーナー 原爆被爆対策部(拡大地域支援室・調査課・援護課・被爆者保健相談室) 市民課 収入役室 出納室 親和銀行 十八銀行	
<b>地下1階</b>	守衛室 食堂 売店	→ 別館へ(地下道)

## 市役所別館

<b>4階</b>	環境総務課 廃棄物対策課 リサイクル推進室 施設整備課 まちづくり総務課 市街地整備課 唐人屋敷推進室 斜面地整備課 建築課 住宅課 建築住宅総務課 現労書記局 設備課 ISO推進室 環境保全課	
<b>3階</b>	生活福祉課 福祉総務課 保育課 指導監査課 上下水道局給排水設備課 上下水道局下水道管理課 上下水道局下水道建設課 上下水道局施設維持課 上下水道局料金課分室	
<b>2階</b>	地域保健課 中央保健センター 生活衛生課 食品衛生課 成人保健相談室 上下水道局長室 上下水道局浄水課 上下水道局総務課 上下水道局経理課 上下水道局水道管理課	→ 本館へ(歩道橋)
<b>1階</b>	保健所受付 歯科保健相談室 採血室 栄養相談室 母子健康相談室 健康相談室 レントゲン室 介護保険課 障害福祉課 こども課(少年センター) 高齢者すこやか支援課 上下水道局料金課	
<b>地下1階</b>	衛生教育室 機能回復訓練室 精神保健相談室 試験検査室 上下水道局給水課 上下水道局守衛室	→ 本館へ(地下道)
<b>地下2階</b>	介護実習室 介護相談室 社会復帰訓練室	

## 商工会館別館

<b>5階</b>	開発指導課 都市景観課 建築審査課 建築指導課 交通企画課 都市計画課 都市計画総務課 長崎駅周辺整備対策室
<b>4階</b>	商業貿易課 工業労政課 観光企画課 観光宣伝課 物産振興課 国際課 ものづくり相談室 金融相談室

# 朝日ビル

<b>5階</b>	水産総務課	水産振興課	農業委員会
<b>4階</b>	農林総務課	農林建設課	農林振興課

# 土地開発公社

<b>5階</b>	地域管理課	地域企画室
-----------	-------	-------

# 支所マップ

The maps are arranged in a 4x3 grid:

- 三重支所**: 三重地区公民館、三重小学校、郵便局、三重、集会所前バス停、外海町、東上バス停。
- 滑石事務所**: 滑石事務所、横尾、住吉、滑石交番、銀行、NTT、式見。
- 東長崎支所**: 東長崎支所、多良見町東公民館、矢上バス停、銀行、東長崎土地区画整理事務所、新大工、銀行、八郎川。
- 式見支所**: 式見支所、式見地区公民館、式見小学校、式見荘、式見支所前バス停、荒毛公園前、福田、海。
- 西浦上支所**: 西浦上支所、北公民館、住吉バス停、銀行、赤迫、千歳町電停、若葉町交番、昭和田、大橋、チトセピア2階。
- 日見支所**: 日見支所、日見地区公民館、ガソリンスタンド、網場プール、春日、新大工。
- 福田支所**: 福田支所、福田地区公民館、小江、本町バス停、飽の浦、福田漁港、海。
- 小ヶ倉支所**: 小ヶ倉支所、小ヶ倉小学校、小ヶ倉地区公民館、小ヶ倉バス停、小ヶ倉保育所、土井首、ダイヤランド、海。
- 茂木支所**: 茂木支所、茂木地区公民館、茂木保育所、茂木港バス停、北浦、田上、海、わかな荘。
- 小榊支所**: 小榊支所、小榊会館、神ノ島、小瀬戸町バス停、飽の浦、海。
- 土井首支所**: 土井首支所、土井首地区公民館、土井首児童館、南柳田バス停、小ヶ倉、土井首小学校、江川、平山。
- 深堀支所**: 深堀支所、深堀地区公民館、深堀貝塚遺跡資料館、深堀小学校、深堀町交番、深堀バス停、公園、土井首、海。

# 合併による住所変更の手続について

合併による住所変更の手続は、原則必要ありません。  
 ただし、住所の表示変更に伴い、住所変更等の手続が必要となる場合がありますので、次の表を参考のうえ手続を行ってください。

件名	該当者	手続の方法	問い合わせ先																												
電話番号	電話加入者	電話番号は変わりません。	NTT西日本 長崎支店 長崎市万才町2-12 ☎828-9611																												
電話帳に掲載されている住所	電話加入者	住所変更の手続は必要ありません。																													
郵便番号		<p>香焼町・伊王島町・野母崎町・三和町の郵便番号は変わりません。                      高島町は「851-1315」に一本化されます。                      外海町の一部は、次のとおり郵便番号が変わります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>旧住所</th> <th>郵便番号</th> <th>新住所</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大字神浦北大中尾郷</td> <td rowspan="3">851-2412</td> <td>長崎市神浦北大中尾町</td> <td>851-2421</td> </tr> <tr> <td>大字神浦上大中尾郷</td> <td>長崎市神浦上大中尾町</td> <td>851-2422</td> </tr> <tr> <td>大字神浦下大中尾郷</td> <td>長崎市神浦下大中尾町</td> <td>851-2423</td> </tr> <tr> <td>大字神浦上道德郷</td> <td rowspan="2">851-2402</td> <td>長崎市神浦上道德町</td> <td>851-2424</td> </tr> <tr> <td>大字神浦下道德郷</td> <td>長崎市神浦下道德町</td> <td>851-2425</td> </tr> <tr> <td>大字神浦上大野郷</td> <td rowspan="2">851-2406</td> <td>長崎市長大野町</td> <td>851-2426</td> </tr> <tr> <td>大字神浦下大野郷</td> <td>長崎市長大野町</td> <td>851-2427</td> </tr> </tbody> </table>	旧住所	郵便番号	新住所	郵便番号	大字神浦北大中尾郷	851-2412	長崎市神浦北大中尾町	851-2421	大字神浦上大中尾郷	長崎市神浦上大中尾町	851-2422	大字神浦下大中尾郷	長崎市神浦下大中尾町	851-2423	大字神浦上道德郷	851-2402	長崎市神浦上道德町	851-2424	大字神浦下道德郷	長崎市神浦下道德町	851-2425	大字神浦上大野郷	851-2406	長崎市長大野町	851-2426	大字神浦下大野郷	長崎市長大野町	851-2427	長崎中央郵便局 長崎市恵美須町1-1 ☎822-1510 長崎郵便貯金 サービスセンター 長崎市長川町9-17 ☎848-5362
旧住所	郵便番号	新住所	郵便番号																												
大字神浦北大中尾郷	851-2412	長崎市神浦北大中尾町	851-2421																												
大字神浦上大中尾郷		長崎市神浦上大中尾町	851-2422																												
大字神浦下大中尾郷		長崎市神浦下大中尾町	851-2423																												
大字神浦上道德郷	851-2402	長崎市神浦上道德町	851-2424																												
大字神浦下道德郷		長崎市神浦下道德町	851-2425																												
大字神浦上大野郷	851-2406	長崎市長大野町	851-2426																												
大字神浦下大野郷		長崎市長大野町	851-2427																												
郵便貯金通帳	預金者	住所変更の手続は必要ありません。 ただし、非課税郵便貯金をお持ちの方は郵便局の窓口でお尋ねください。																													
簡易保険	契約者	住所変更の手続は必要ありません。																													
電気	使用者	住所変更の手続は必要ありません。	九州電力長崎営業所 長崎市城山町3-19 ☎864-1800																												
ガス	使用者	住所変更の手続は必要ありません。	西部ガス長崎支店 長崎市御船蔵町101 ☎826-9101																												
上下水道	使用者	住所変更の手続は必要ありません。	上下水道局料金課 ☎829-1207																												
預金通帳等	預金者等	一般的には住所変更の手続は必要ありませんが、個々については各金融機関の窓口にお問い合わせください。	お取引の金融機関																												
保険証書等	加入者	一般的には住所変更の手続は必要ありませんが、個々については各保険会社の窓口にお問い合わせください。	お取引の保険会社																												
会社等（商業登記簿、法人登記簿等）の本店、主たる事務所の所在地と役員住所	6町に所在する会社等及びその代表者	変更の手続は必要ありません。 商業及び法人に係る本店等の所在地の変更は法務局が修正します。 また、役員住所、支店所在地については、合併によりその住所等の変更があったものとみなされます。 なお、登記簿の記載が旧住所等のままで不都合がある場合は、変更の申請をしてください。 （登録免許税は免除）	長崎地方法務局 長崎市万才町8-16 ☎826-8127																												
不動産の所在		住所変更の手続は必要ありません。 法務局において職権で変更します。																													
不動産所有者、抵当権者等の住所	土地登記簿等に旧町の住所で登記されている方	住所変更の手続は必要ありません。 合併により所有権者等の住所が変更となりますが、旧町名を長崎市と読み替える規定があります。 なお、登記簿の記載が旧住所のままで差し支える場合は、変更の申請をしてください。 （登録免許税は免除）																													

件名	該当者	手続の方法	問い合わせ先
旅券 (パスポート)	パスポート 所持者	住所変更の手続は必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正していただいて結構です。 ただし、他のページに書き込みをするとパスポートが無効となりますのでご注意ください。	長崎県パスポート センター ☎821-8299
	パスポート 申請者	パスポート発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。	
自動車運転免許証	免許証の交付を受けている方	免許証の本籍・住所の変更が必要ですが、免許証の更新時に併せて行うことができます。	各警察署又は 運転免許試験場
自動車検査証	普通自動車 等の使用者・ 所有者	住所変更の手続は必要ありません。 ただし、抹消登録をする場合は、住所の変更登録を行ったうえで手続をしてください。	九州運輸局長崎運輸支局 (登録部門) 長崎市中里町1368 ☎839-4748
	軽自動車の 使用者・ 所有者		軽自動車検査協会 長崎市中里町1600-2 ☎839-1900
恩給 (旧軍人関係)	恩給受給者	現在の証書はそのまま使用できますが、総務省人事・恩給局へ住所変更の届出が必要です。 官製ハガキに次のことを記載のうえ、恩給局へ送付してください。 恩給証書記号番号 恩給受給者氏名 恩給受給者生年月日 (新)住所 電話番号 (旧)住所	総務省人事・恩給局 〒162-8022 東京都新宿区 若松町19-1 ☎03-5273-1400
援護年金 (障害年金・ 遺族年金・ 遺族給与金)	受給者	住所変更の手続は必要ありません。 現在の証書はそのまま使用できます。	厚生労働省社会・ 援護局援護課審査室 ☎03-5253-1111
戦傷病者手帳	戦傷病者手 帳所持者	住所変更の手続は必要ありません。 現在の手帳はそのまま使用できます。	長崎県社会福祉課 ☎822-1022
特定非営利活動 法人の認証	左記の認証を 受けている方	定款の住所変更を行い、届け出てください。	長崎県県民生活課 ☎824-3621
国民年金・厚生 年金の受給者・ 加入者の住所	受給者・ 加入者	住所変更の手続は、必要ありません。	長崎南社会保険事務所 長崎市金屋町3-1 ☎825-8701
国民年金基金の 受給者・加入者 の住所	受給者・ 加入者	住所変更の手続は、必要ありません。	長崎県国民年金基金 長崎市桜町4-1 ☎828-3234
国民健康保険被 保険者証	加入者	住所変更の手続は必要ありません。 現在の被保険者証はそのまま使用できます。 平成17年3月末に長崎市発行の被保険者証を郵送します。	国民健康保険課 ☎829-1136・1236 各行政センター
被爆者健康手帳	手帳所持者	現在の長崎県知事発行の手帳を長崎市長発行の手帳に切替(交換)します。 切替(交換)日及び切替(交換)場所等についての案内文書を該当者の方へ郵送します。	援護課 ☎829-1149 拡大地域支援室 ☎829-1290 各行政センター
老人保健法医療 受給者証	受給者	現在の受給者証はそのまま使用できます。 平成17年3月末に長崎市発行の医療受給者証を郵送します。	福祉総務課 ☎829-1139 各行政センター
身体障害者手帳	手帳所持者	合併後、来庁の際に住所変更の手続を行います。	障害福祉課 ☎829-1141 各行政センター

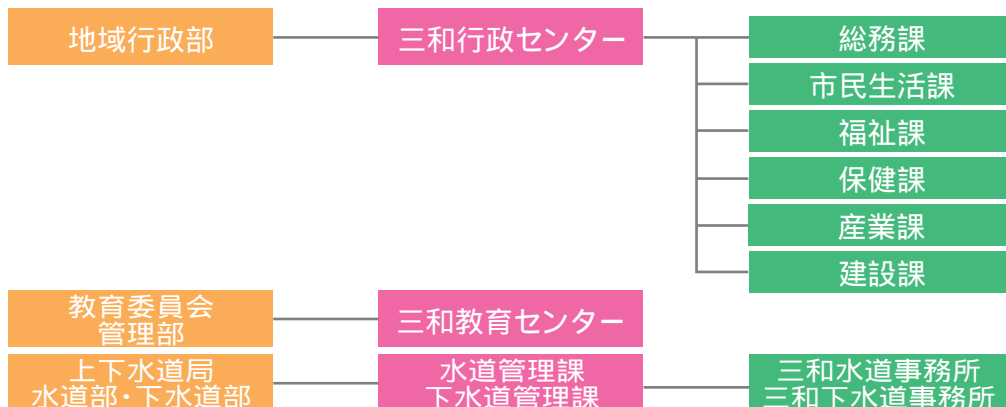
件名	該当者	手続の方法	問い合わせ先
療育手帳	手帳所持者	合併後、来庁の際に住所変更の手続を行います。	障害福祉課 ☎829-1141 各行政センター
精神障害者保健福祉手帳	手帳所持者	住所変更の手続は必要ありません。 手帳の更新手続の際に、新住所の手帳に切り替えます。	障害福祉課 ☎829-1141 各行政センター
心身障害者福祉医療費受給者証	受給者	住所変更の手続は必要ありません。 現在の受給者証はそのまま使用できます。 新しい受給者証を1月中に郵送します。	
児童手当	受給者	住所変更の手続は必要ありません。	こども課 ☎829-1270 各行政センター
児童扶養手当受給者証	受給者	住所変更の手続は必要ありません。 新しい受給者証を1月中に郵送します。	
特別児童扶養手当受給者証	受給者	住所変更の手続は必要ありません。 現在の受給者証は、そのまま使用できます。	
乳幼児医療費受給者証	受給者	住所変更の手続は必要ありません。 新しい受給者証を1月中に郵送します。	
母子・寡婦家庭等医療受給者証	受給者	住所変更の手続は必要ありません。 新しい受給者証を1月中に郵送します。	介護保険課 ☎829-1163 各行政センター
介護保険被保険者証	被保険者証所持者	住所変更の手続は必要ありません。 新しい被保険者証を1月初旬に郵送します。	
食品の営業許可	許可を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。 新住所での表示を希望するときは再交付の手続を行ってください。(再交付は無料で行います。)	食品衛生課 ☎829-1155
環境衛生営業等許可 (理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場等)	許可を受けている方		生活衛生課 ☎829-1238

住所の表示変更に関する証明書を1月4日から各行政センター、市民課(市役所本館1階)で交付します。(無料) 証明書が必要な方は請求してください。

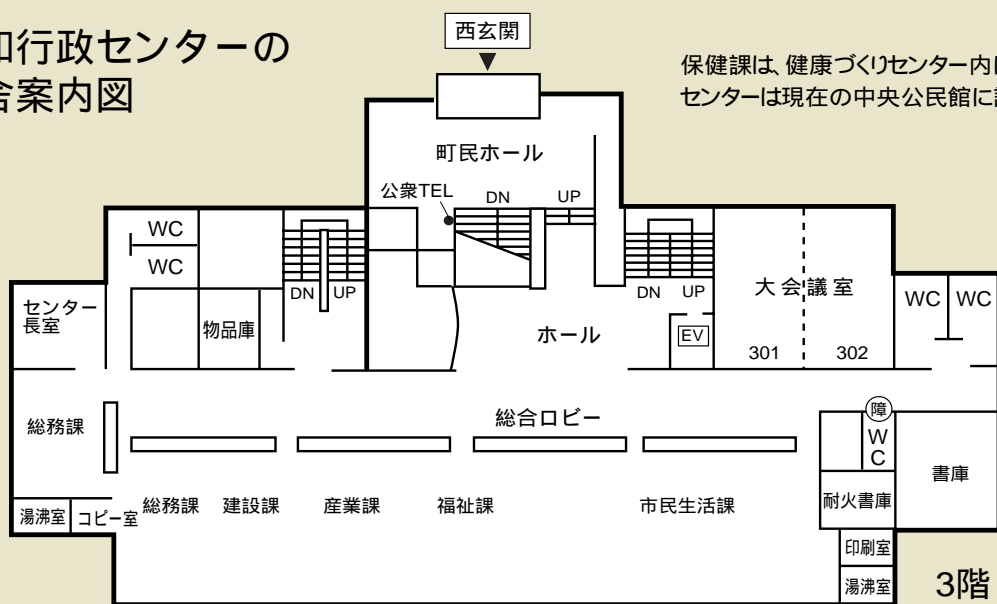


## 三和行政センター等の主な組織

現在の三和町役場は**三和行政センター**という名称になります。行政センターでは、住民の皆さんの利便性を確保するため、各種相談や事務手続は原則として引き続き行うことができます。



## 三和行政センターの 庁舎案内図



## 開庁時間の変更

平成17年1月4日から開庁時間が次のようになります。  
午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時45分から午後5時30分まで

## 合併後の住所表示について

平成17年1月4日から住所の表示が次のようになります。(本籍の町名についても同様に変わります。)

現在の住所表示	合併後の住所表示
西彼杵郡三和町布巻111番地1	長崎市布巻町111番地1

「西彼杵郡三和町」が「長崎市」に変わり、大字の部分(布巻、為石、晴海台など)については「町」と表示します。

それ以外の番地等はそのままです。

## 合併後の郵便番号

合併後の郵便番号は、これまでの郵便番号と同じです。

郵便番号	住所
851-0401	長崎市蚊焼町
851-0402	長崎市晴海台町
851-0403	長崎市布巻町
851-0404	長崎市藤田尾町
851-0405	長崎市為石町
851-0406	長崎市椿が丘町
851-0407	長崎市川原町
851-0408	長崎市宮崎町

# 税について

## お問合せ先

市民税課	829-1133
納税課	829-1130
資産税課	829-1131
国民健康保険課	829-1136 829-1236
三和行政センター	892-1111

税の取扱いは、原則として長崎市の制度に統一されます。概ね三和町の制度と同じですが、手続方法の変更や税率の経過措置などがあります。

## 税率の変更があるもの

### 法人市民税法人税割

合併日から平成22年3月31日までに終了する事業年度分までは合併前の税率を適用し、平成22年4月1日以降終了する事業年度分からは長崎市の税率に統一します。

平成21年度まで (激変緩和措置期間)	平成22年度から
12.3% (三和町の税率)	14.7%

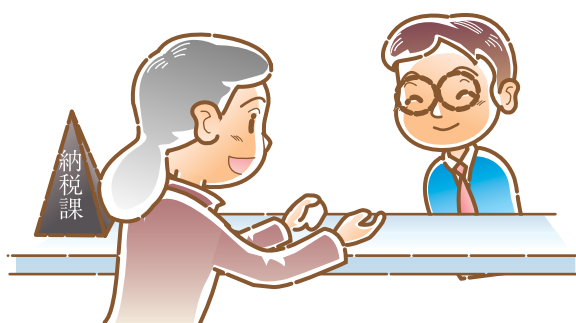
## 納期の変更があるもの

	合併前	合併後
固定資産税	4月	5月
	7月	7月
	12月	12月
	2月	2月
軽自動車税	4月	5月

## 法人市民税の申告

市民税課(市役所本館2階)に提出していただくこととなります。(郵送可)

- 法人市民税の申告(確定申告、中間申告等)減免申請
- 法人等の異動届
- 法人の事務所、事業所等の開設申告



## 事業所税の申告

事業所税は人口が30万人以上の指定都市等で課税されますが、経過措置として、三和町を含む合併6町所在の事業所等については、平成21年度分(平成22年3月31日までに終了する事業年度分)まで課税が免除されます。

ただし、合併以後の長崎市内の事業所等で事業を行う事業主で当該事業所等の合計事業所床面積が800㎡を超えるか、若しくは合計従業者数が80人を超える方は申告が必要となります。

なお、不明な点は、次へお問い合わせください。

市民税課諸税係 ..... 829-1133

## 原動機付自転車等の標識

現在交付を受けている標識(ナンバープレート)は、合併後もそのまま使用できます。

長崎市の標識に変更したい場合は、毀損等を除き、無料で交付します。なお、平成17年1月4日以後の新規登録分から長崎市の標識を交付します。

## 督促手数料

- 合併前に督促を受けたもの 1通につき100円
- 合併以後に督促を受けたもの 1通につき70円

## 固定資産税の課税方法

平成17年度は課税を旧市町の単位で行うため、三和町と長崎市に物件を所有する場合など、納税通知書も別々となります。

なお、平成18年度からは一本化されます。

ただし、当分の間、土地・家屋の分と償却資産の分は別々の納税通知書となります。

## 固定資産に関する証明書等の交付

台帳等の閲覧及び証明書の交付は本庁資産税課、各行政センターともに行います。ただし、地籍図に関する閲覧及び写しの交付については、本庁資産税課ではすべてを行います。各行政センターでは当該行政センター管内分のみとなります。

## 固定資産に関する証明書等の交付手数料

固定資産に関する各種証明書交付手数料は、1件につき300円、その後1件増すごとに150円を加えた金額になります。

名寄せ、土地台帳及び家屋台帳の写しの交付手数料は、1件につき300円、地籍図の閲覧手数料は、1簿冊又は1件につき300円、写しの交付は1枚につき100円となります。

住宅用家屋証明申請手数料は1件につき1,300円になります。

## 固定資産の縦覧

本庁資産税課では市内すべての物件を縦覧できますが、各行政センターでは当該行政センター管内分のみを縦覧になります。



## 口座振替

合併後は現在の契約内容でそのまま引き継ぎますので、変更手続は不要です。

なお、平成17年1月引き落とし分から利用できる金融機関等が拡大するので、変更する場合は、金融機関等に備え付けの変更申込書に記入のうえ、当該金融機関等に提出してください。申込月の翌月から変更されます。

口座振替できる金融機関等は、下記に掲げる取扱金融機関等のとおりです。

### 市税納付場所

納税課・国民健康保険課(市役所本館2階)各支所・各地区事務所、  
各行政センター、下記の金融機関等( )

### 取扱金融機関等

十八銀行・親和銀行・みずほ銀行・東京三菱銀行・山口銀行・福岡銀行・佐賀銀行・肥後銀行・西日本シティ銀行・三菱信託銀行・長崎銀行・熊本ファミリー銀行・西九州信用金庫・たちばな信用金庫・商工組合中央金庫・長崎三菱信用組合・長崎商銀信用組合・九州労働金庫・大長崎農業協同組合・東長崎農業協同組合・長崎県信用漁業協同組合連合会・長崎市東部漁業協同組合・長崎市福田漁業協同組合・長崎市深堀漁業協同組合・長崎市茂木漁業協同組合・長崎市戸石漁業協同組合・長崎市新三重漁業協同組合・外海町漁業協同組合・郵便局

(十八銀行・親和銀行は全国、その他の金融機関等は県内、郵便局の口座振替は全国、納付書取扱は沖縄を除く九州管内対応)

合併前に三和町が発行した納税通知書は、そのまま使用できませんが、当該納税通知書では郵便局での納付はできません。

# 住民票や戸籍などについて

## お問合せ先

市民課…………… 829-1135

三和行政センター…………… 892-1111

## 住民票・戸籍などの受付場所について

三和行政センターだけでなく、市民課(市役所本館1階)や各支所等のどこからでも手続きができるようになります。届出等や請求の際には印鑑のほか本人確認が必要です。運転免許証等の身分証明書を窓口で提示してください。

### 届出・申請

住所の届出(転居、転出、転入など)

市民課、各支所・地区事務所、  
各行政センター

印鑑登録申請

市民課、各支所・地区事務所、各行政センター

戸籍の届出(出生、婚姻、死亡など)

市民課、各支所・地区事務所(出生・死亡届のみ)、  
各行政センター、市役所本庁守衛室(時間外のみ)  
三和行政センターでの時間外受付

- 平日の時間外 取り扱いません。
- 土、日、祝日 1階警備室で受付します。

(8:45～17:30)

外国人登録申請

市民課、各行政センター

### 証明書等の交付

住民票の写し、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書、戸籍の謄・抄本、身元証明、行政証明等

市民課、各支所・地区事務所、各サービスコーナー、  
各行政センター

受付場所によっては交付に時間を要する場合があります。

## 印鑑登録証について

合併後も、お持ちの印鑑登録証は引き続き使用できます。

また、新長崎市の登録証へ新たに切り替えることもできます。(手数料無料)

## 住民基本台帳カードについて

カードの取扱い

合併後、三和町で発行したカードは使用できませんので、再度手続きをお願いします。

なお、この場合の手数料は無料です。

新規カードの申請

受付方法に変更はありません。本人であることを確認できるものを窓口にお持ちください。

なお、市民課の窓口に限ってカードの即日交付ができます。官公署が発行した顔写真付の身分証明書をお持ちください。

取扱場所

市民課、各支所、各行政センター

## 交通災害共済について

現在、多くの方が交通災害共済(年500円の掛金)に加入されていますが、長崎市には交通災害共済制度がありませんので、合併後、加入することはできません。

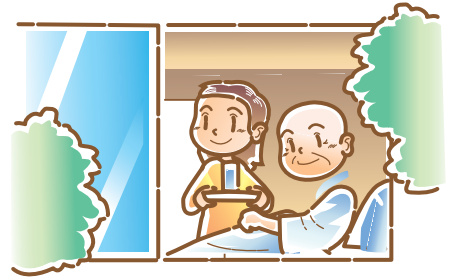
ただし、平成17年3月31日までに交通事故に遭われた方は、事故発生日から2年以内までは見舞金の請求ができます。

詳しいことは、行政センターへお問い合わせください。





# 原爆被爆者支援について



## お問合せ先

援護課	829-1149
拡大地域支援室	829-1290
三和行政センター	892-1111

## 被爆者健康手帳に関する申請・届出

合併後、長崎県知事発行の手帳から長崎市長発行の手帳に交換します。(交換方法等は別途お知らせします。)

手帳等に関する申請・届出は、これまでどおり行政センターでも取り扱います。

【窓口】援護課、行政センター

## その他の申請・届出

次の受給者証、手当証書も合併後、長崎県知事発行のものから長崎市長発行のものに交換します。(交換方法等は別途お知らせします。)

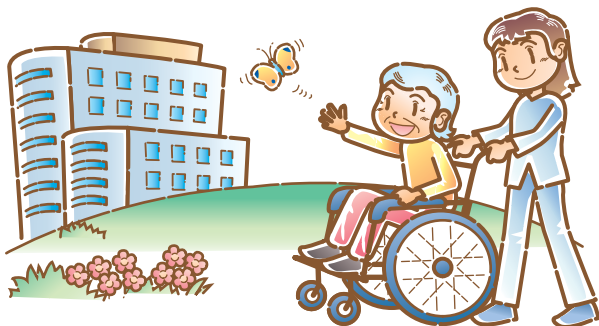
また、申請・届出についても、これまでどおり行政センターでも取り扱います。

- 第一種健康診断受診者証、被爆者各種手当証書、被爆者福祉事業利用申請  
〔窓口〕援護課、各行政センター
- 第二種健康診断受診者証  
〔窓口〕拡大地域支援室、各行政センター

# 福祉・保険について

## お問合せ先

国民健康保険課	829-1136
	829-1236
福祉総務課	829-1139
障害福祉課	829-1141
こども課	829-1270
保育課	829-1142
介護保険課	829-1163
高齢者すこやか支援課	829-1146
三和行政センター	892-1111



## 国民健康保険

保険証などは3月までそのまま使えます。

現在お持ちの保険証などは、平成17年3月まではそのまま使えます。新しい保険証は、3月末までに所在地へ郵送します。

- 国民健康保険被保険者証
- 国民健康保険標準負担額減額認定証
- 国民健康保険高齢受給者証 など

保険税の計算方式が変わります。

平成17年度からは長崎市の方式により課税されます。

従来	17年度～
<b>4方式</b> ・所得割	<b>3方式</b> ・所得割
・資産割	・均等割
・均等割	・平等割
・平等割	

納期(10期)は変更ありません。

平成16年度の納税通知書はそのまま使用できます。

長崎市が実施している制度が適用されます。

- 高額療養費の委任払い  
(高額療養費の貸付制度は廃止します。)
- 出産費資金の貸付
- はり・きゅう施術費の助成 など

## 老人医療、各種福祉医療費受給者証

### 老人保健医療受給者証

現在お持ちの受給者証は、平成17年3月まではそのまま使えます。4月からは新しい受給者証に切り替えますので、3月末までに所在地へ郵送します。老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証なども同様です。

### 福祉医療費受給者証

平成17年1月4日から長崎市の受給者証に切替えとなります。新しい受給者証は、1月中に所在地へ郵送します。また、支給日は申請月の翌月の20日(心身障害者福祉医療費は15日)になります。

## 高齢者福祉、その他福祉サービス

高齢者福祉の申請窓口が変わります。

合併後は、窓口が地域の在宅介護支援センターに変わります。なお、サービス利用に関する相談は三和行政センターでも行います。

外出支援サービス(三和町独自の制度)については、合併前までの対象者については、平成19年度までに限り、サービスが継続されます。

### 老人交通費助成

年度内に70歳から80歳以下となる者にバス・電車・タクシー利用券を交付します。

### 障害者交通費助成

合併後は、バス・電車・タクシーなどの利用券を交付する長崎市の制度が適用されます。交付内容の詳細については、後日お知らせします。

## 保育所

入所申込は、市役所保育課と、これまでどおり三和行政センター及び各保育所で受け付けますが、入所決定通知は市役所保育課から郵送されます。

保育料の納付書は、合併後は長崎市発行のものに変わります。1～3月分については、新しい納付書で納付してください。

保育料の算定は、平成19年度までは現行の基準で行い、平成20年度から長崎市の基準となります。

## 児童・母子家庭等に対するサービス

### 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

合併後のこれらの手当の申請は、市役所こども課又は三和行政センターで受け付けますが、認定は、市役所こども課で行います。なお、児童手当の支給日は、2月・6月10月の各15日となります。

母子家庭等生徒卒業祝金(三和町独自の制度)平成18年度まで存続します。

その他現在、県において実施されているサービス(母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭自立支援事業、母子・寡婦福祉資金貸付事業、助産施設入所、母子生活支援施設入所)

母子家庭等及び寡婦などを対象とした各種事業の申請等の手続きは、市役所こども課又は三和行政センターで受け付けますが、状況確認、相談および認定は、市役所こども課で行います。

## 介護保険

### 介護保険の各種申請窓口

要介護認定等の申請や高額介護サービス費、住宅改修費、福祉用具購入費など各種申請の手続きは、これまでどおり行政センターで受け付けます。

介護保険被保険者証、各種減額認定証が変わります。現在お持ちの

- 介護保険被保険者証
- 標準負担額減額認定証
- 訪問介護利用者負担額減額認定証などは1月4日から切り替えとなります。新しい介護保険被保険者証、各種減額認定証は、平成17年1月初旬に郵送いたします。なお、新たな手続きは必要ありません。

### 介護保険料

介護保険料の算定方法は、平成17年度まで変更ありません。平成18年度からは長崎市の新しい基準で算定されます。

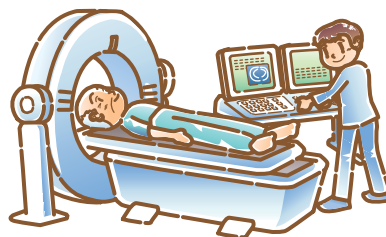
合併前に発行された納付書は、そのまま使用できます。



# 保健事業について

## お問合せ先

地域保健課…………… 829-1153  
 中央保健センター…………… 829-1154  
 健康づくりセンター…………… 892-2229  
 (三和行政センター保健課)



## 合併後の保健サービスについて

保健サービスの合併後の取り扱いについては、基本的に3年間は現行どおりの実施方法、内容が継続されます。また、個人負担金が無料のものは、旧三和町に在住の方は、合併後3年間個人負担はありません。

現在長崎市で行われている保健サービスを、合併後受けることは可能ですが、長崎市の制度がそのまま適用されるため個人負担の規定があるものは、負担金を納入する必要があります。

区 分	事 業 内 容	実 施 場 所 等
母子保健	乳幼児健診(乳児、1歳半、3歳児)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康づくりセンター(ハピネスさんわ)で実施</li> <li>● 個人負担なし</li> </ul>
	母子健康教育 (母親学級、乳児相談、離乳食教室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康づくりセンター及び各地区公民館で実施</li> <li>● 個人負担なし</li> </ul>
老人保健	基本健康診査(住民健診)	[40歳以上] <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまでどおり地区を巡回し実施。 原爆の方、社保加入者は除く。</li> <li>● 個人負担なし[40歳未満実費負担]</li> </ul>
	肝炎ウイルス検診	[40歳以上] <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまでどおり地区を巡回し実施。</li> <li>● 個人負担なし[40歳未満実費負担]</li> </ul>
	胃がん、大腸がん、肺がん検診	[40歳以上] <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまでどおり地区を巡回し実施。</li> <li>● 個人負担なし[40歳未満実費負担]</li> </ul>
	子宮がん(20歳以上) 乳がん検診(30歳以上)〔視触診〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 三和公民館(中央公民館)で実施 個人負担なし</li> <li>● マンモグラフィー読影(乳がん)を除き個人負担なし(対象年齢未満は実費負担)</li> <li>● 長崎市立市民病院での受診(乳がん、子宮がん)もできます。</li> </ul>
	骨粗しょう症検診	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 三和公民館(中央公民館)で実施 個人負担なし</li> <li>● マンモグラフィー読影(乳がん)を除き個人負担なし(対象年齢未満は実費負担)</li> <li>● 長崎市立市民病院での受診(乳がん、子宮がん)もできます。</li> </ul>
	その他の老人保健事業 (健康相談・健康教育・訪問など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康づくりセンター等で実施</li> <li>● 個人負担なし</li> </ul>
予防接種	ポリオ・BCG	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施機関等については、後日、広報紙でお知らせします。</li> <li>● 個人負担なし</li> </ul>
	日本脳炎	
	二種混合(集団接種)	
	麻疹、風疹、三種混合	
	高齢者インフルエンザ(65歳以上及び60歳以上65歳未満で特定疾病障害を有する方)	

# 環境事業について

## ごみの出し方など

三和行政センター	892-1111
廃棄物対策課	829-1159
リサイクル推進室	829-1239

合併後のごみの出し方は、週の収集回数が平成19年3月までは同じですが、収集曜日などが変更になります。詳しくは、別にお知らせします。

合併後、家庭用のごみ袋は長崎市指定のものに変更となります。

- 燃やせるごみ(赤文字)
- 燃やせないごみ(青文字)
- 資源ごみ(缶・びん類、ペットボトル)(緑文字)
- プラスチック製容器包装(黄文字)

なお、三和町指定のごみ袋は、合併後も使用することができます。

合併後、事業所から出るごみ(燃やせるごみと従業員が出したその他のごみ)については、事業所用ごみ袋で出していただくことになります。

- 事業所用燃やせるごみ(赤文字)
- 事業所用燃やせないごみ(青文字)
- 事業所用資源ごみ(緑文字)

事業所から出るプラスチック製容器包装は、燃やせないごみで出してください。

事業用ごみ袋は、郵便局(簡易郵便局を除く)にて1枚100円で販売します。

三和町環境センターの廃止に伴い、ごみの直接搬入が変更となります。

- 燃やせるごみ 東工場 ☎830-2040
- 燃やせないごみ 三京クリーンランド ☎850-3326

動物の死体処理は、取扱業者へ申込むと、飼犬、飼猫の場合、1体400円で引き取ります。

(野良犬・野良猫の場合は無料)



## 動物愛護

三和行政センター	892-1111
動物管理センター	844-2961

飼えなくなった犬猫の引取り

三和行政センターでは月に1回行います。

なお、動物管理センター(茂里町)への持ち込み時間は次のとおりです。

平日のみ 9:30~12:00、13:00~16:30

飼い犬の登録及び狂犬病予防注射

動物管理センターの所管となります。

メジロ・ホオジロの飼養登録票は、有効期間内はそのまま使えます。

## 合併処理浄化槽の設置に伴う補助金申請

三和行政センター	892-1111
環境保全課	829-1156

平成17年4月から公共下水道が順次供用開始となりますので、浄化槽の設置に伴う補助制度については、公共下水道認可外の住宅等が対象となります。

(おおむね木場・藤田尾・岳路地区を予定)

新たに浄化槽を設置する場合、事前協議願及び設置届が必要です。補助金は現行の補助制度のほか、長崎市の上乗せ補助があります。



# 水道・下水道について

## お問合せ先

上下水道局料金課 ..... 829-1207

水道・下水道については、詳しい内容を記載したパンフレットを別途配布します。



## 水道料金

水道料金については、平成19年度まではおおむね現行の料金ですが、その後段階的に引き上げられ、平成22年度から長崎市の料金に統一されます。

例 使用量が20㎡の場合(メーター口径 20mm以下)

合併前	2,467円
合併後19年度まで	2,488円
20年度～21年度	(段階的に引上げ)
22年度以降	4,415円

## 下水道使用料

汚水処理施設使用料(晴海台・椿が丘地区)については、平成19年度まではおおむね現行の料金ですが、その後段階的に引き上げられ、平成22年度から長崎市の料金に統一されます。

例 使用量が20㎡の場合

合併前	1,570円
合併後19年度まで	1,575円
20年度～21年度	(段階的に引上げ)
22年度以降	3,150円

# 施設の利用について

## お問合せ先

教育委員会施設課 ..... 829-1192  
 生涯学習課 ..... 825-1400  
 スポーツ振興課 ..... 824-3728  
 三和公民館 ..... 892-1919  
 三和教育センター ..... 892-1919

## 中央・各地区公民館

〔名称の変更〕

これまでの名称		合併後の新名称
中央公民館		三和公民館
蚊焼地区公民館	=	蚊焼地区公民館
為石地区公民館	=	為石地区公民館
川原地区公民館	=	川原地区公民館
晴海台ふれあいセンター		晴海台地区公民館

〔開館時間・休館日〕

変更ありません。

〔利用手続〕

三和教育センターまたは各公民館へ申し込んでください。

〔使用料〕

現在、無料の施設等については、旧三和町の区域内に住んでいる方が利用する場合、平成21年度までは引き続き無料となります。

## 公民館図書室

〔開館時間・休館日〕

変更ありません。

〔利用申込〕

変更ありません。

〔利用内容〕

- 貸出冊数 1人10冊まで
- 貸出期間 2週間

長崎市内の全図書室(香焼図書館を含む。)の本が利用できます。

三和中央図書館(町民図書館)の図書利用カードはそのまま使えます。

## 体育施設の使用許可

〔対象施設〕

元宮公園、三和体育館、岳路運動広場、その他旧長崎市の施設。

〔名称の変更〕

三和勤労者体育センターは、「三和体育館」に名称が変更となります。

〔使用手続〕

- 旧町施設…申請書に使用料を添えて三和教育センターへ申し込む。
- 旧長崎市施設…公共施設案内・予約システムにより申し込む。

〔使用料〕

これまでどおりの料金が適用となります。

なお、現在無料となっているものは、旧三和町の区域内に住んでいる方が利用する場合、平成21年度までは引き続き無料です。

## 学校施設の使用許可

スポーツ開放以外の目的で学校を使用する場合には申請が必要です。

〔学校施設使用許可の申請〕

使用したい学校に備えてある申請書(三和教育センターにもあります)に必要事項を記入し、学校長の許可を受けてください。

なお、平成21年度まで旧三和町の区域内に住んでいる方が旧三和町の小・中学校を利用する場合の使用料は無料です。

スポーツ開放の時間帯に利用する場合は、学校指定の団体登録を行い、「学校スポーツ開放使用許可申請」が必要です。詳しくは教育委員会スポーツ振興課または三和教育センターにお尋ねください。

# 教育について

## お問合せ先

教育委員会総務課	829-1191
学務課	829-1196
三和教育センター	892-1111

## 奨学金

現在、三和町の制度で貸与を受けている方は、当該学校を卒業までの最短期間について、現行どおり貸与します。また、三和町の制度で貸与を受けた方は返還終了まで三和町の制度で返還してもらいます。

なお、平成17年度以降の新規の貸与は、長崎市の制度で行います。出願については、教育委員会総務課以外に各教育センターでも受け付けます。

(現に、三和町の奨学金の貸与を受けている奨学生には新たな貸与は行いません。)

## 就学援助について

小・中学校に通学する児童・生徒の保護者の方で、お子さんの就学費用にお困りの方は、就学援助を申請することができます。

援助を希望する場合は、学校に申請書と所得を証明する書類などを提出してください。合併後の認定基準や援助内容は、長崎市の制度が適用されます。



## 私立幼稚園就園奨励費補助金について

私立幼稚園に就園する幼児の保護者の方で、保育料等への補助を希望される場合は、幼稚園へ申請書や必要書類を提出して下さい。合併後の補助の内容は、長崎市の制度が適用されます。

## 特殊学級の就学援助について

小・中学校の特殊学級へ通っている児童・生徒の保護者の方は、特殊学級の就学援助を、従来どおり申請することができます。

援助を希望する場合は、小・中学校に申請書と所得を証明する書類などを提出して下さい。合併後の認定基準や援助内容は、長崎市の制度が適用されます。

## 小・中学校の就学について

合併後の就学の手続き・相談は、教育委員会学務課で行います。なお、学校選択制は、平成18年度の転入学児童・生徒から実施します。

また、転入・転居に伴う転入学届は、住民票の異動届を提出する窓口(市民課および三和行政センター等)で発行します。

# 道路・河川・住宅など

## お問合せ先

道路公園総務課	829-1162
河川課	829-1184
三和行政センター	892-1111

合併後、旧町道はすべて市道として引き継がれます。また、河川(二級河川を除く)は市の管理となります。

市道・河川等(上空・地下を含む)への占用(通路や工作物を設置すること)を行う場合は、市の許可が必要となり、占用料をいただく場合があります。また、合併前に占用の許可を受けたものでも更新の手続きなどが必要となりますので、行政センター等へお問い合わせください。

市道の境界立会等を希望する場合は、申請が必要となります。なお、境界確認証明書、市道証明書、市道幅員証明書、車両制限令に抵触しない旨の証明書については手数料が必要となります。

(1件300円)

市道への乗り入れ等で道路の構造物(ガードパイプ、側溝等)の形状を変更する必要がある場合は、事前に本庁道路公園総務課または行政センターに申請し、承認が必要です。

河川への接続(浄化槽放流等)や工事を行う場合は、許可が必要ですので事前に本庁河川課または行政センターへ申請してください。

法定外公共物(里道・水路)については、市道や河川と同様の取扱いとなります。

なお、国道499号や県道、二級河川の場合については、これまでどおりに長崎土木事務所管理課(☎844-2181)へお願いします。

## 建物の建築や解体等

建築指導課	829-1174
建築審査課	829-1176

建物の建築に関する相談や建築基準法による確認申請書、建築物等を解体するときに必要な建築リサイクル法による届出などの各種申請書類の提出先については、長崎土木事務所から本庁建築指導課(確認申請書の提出は建築審査課へ)に変わります。

## 屋外広告物の許可申請

都市景観課	829-1177
-------	----------

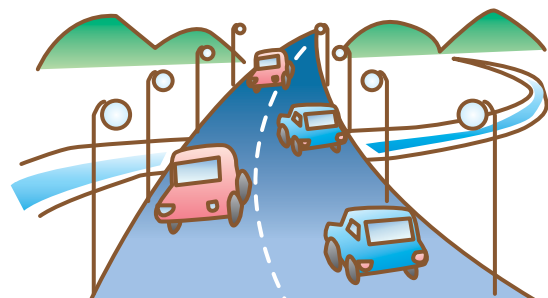
看板や広告塔などを屋外に設置する場合は市の許可が必要となります。設置できないもの、設置できるものでも大きさ、高さなどの定めがありますので、事前にご相談ください。

## 街路灯の管理

道路維持課	829-1164
三和行政センター	892-1111

三和町が設置した街路灯は、すべて市有街路灯として引き継がれます。

街路灯の維持修繕(球切れなど)は三和行政センターで行います。随時、電話で通報をお願いします。



## 公営住宅

建築住宅総務課…………… 829-1185

三和行政センター…………… 892-1111

入居申込受付は、三和行政センターのほか長崎市都市整備公社でも行います。

家賃については、合併後は、長崎市の家賃の計算方法に統一されます。ただし、入居者の所得に応じて変動する額を除き、平成21年度までは、現在の家賃が増額しないような減額措置を行います。なお、固定家賃の住宅については、平成21年度まで現在の家賃に据え置かれます。

納付書は、合併後は長崎市発行のものに切り替わります。





# 公共施設マップ



# 香焼地区

KOUYAGI



香焼行政センター



香焼公民館



香焼小学校



香焼中学校



図書館



香焼教育センター



浄水場



香焼浄化センター



総合運動公園



香焼リサイクルセンター





# 伊王島地区

IOUJIMA



伊王島海水浴場コスタ・デル・ソル



伊王島ターミナル



伊王島行政センター



伊王島開発総合センター



伊王島中学校



伊王島セントロ・クートラル



灯台記念館



伊王島工場



やすらぎ伊王島



伊王島老人デイサービスセンター



ヴィラ・オリンピカ伊王島

県道伊王島香焼線(未開通)  
(伊王島大橋建設予定)



# 高島地区

TAKASHIMA



高島行政センター・高島ふれあいセンター  
高島教育センター



高島ふれあいセンター



養護老人ホーム高砂園



高島地区老人デイサービスセンター



高島小・中学校



高島国民健康保険診療所



中の島

端島



いやしの湯



高島ふれあい多目的運動公園



高島港ターミナル



高島石炭資料館



# 野母崎地区

## NOMOZAKI



野母崎行政センター



野母地区公民館



高浜地区公民館・高浜連絡員事務所



脇岬地区公民館・脇岬連絡員事務所



野母崎樺島地区公民館・樺島連絡員事務所



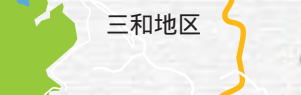
野母崎病院



し尿処理場



クリーンセンター



クリーンセンター

三和地区



し尿処理場



野母崎中学校



高浜小学校



野母小学校



脇岬小学校



樺島小学校



# 外海地区

SOTOME



大瀬戸町



外海行政センター



外海行政センター黒崎事務所



外海行政センター池島事務所



外海ふるさと交流センター



開陽山荘



外海公民館



池島地区公民館



池島総合開発センター

平瀬

小墓島

母子島



神浦中学校



黒崎中学校



外海歴史民俗資料館



遠藤周作文学館



# 三和地区

長崎



## SANWA



川原大池



農産物直売所・加工所(みさき駅さんわ)



三和公民館



三和行政センター



健康づくりセンター



三和体育館



晴海台小学校



元宮公園



三和中学校



川原小学校



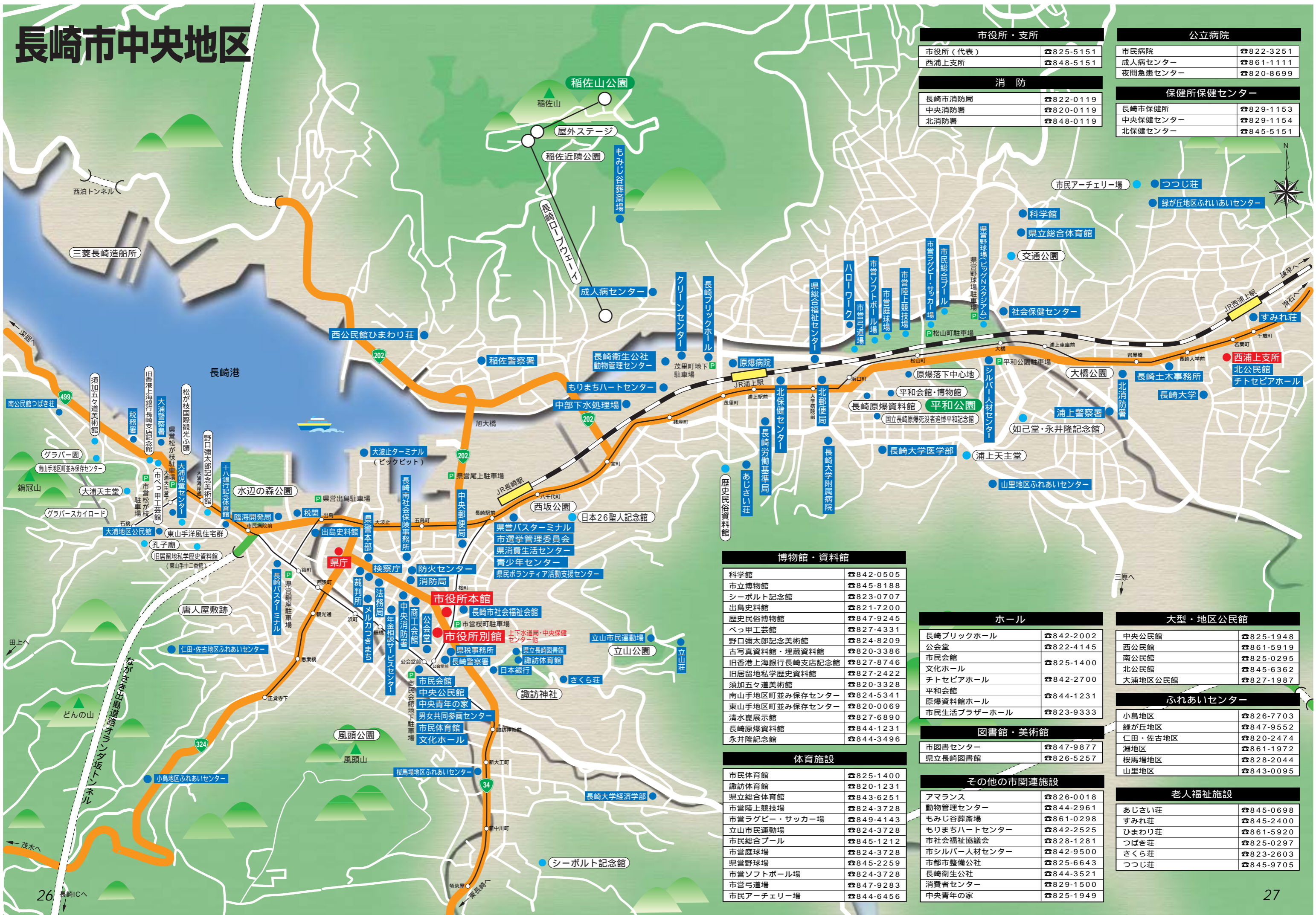
為石小学校



蚊焼小学校



# 長崎市中央地区



市役所・支所	
市役所(代表)	☎825-5151
西浦上支所	☎848-5151

消防	
長崎市消防局	☎822-0119
中央消防署	☎820-0119
北消防署	☎848-0119

公立病院	
市民病院	☎822-3251
成人病センター	☎861-1111
夜間急患センター	☎820-8699

保健所保健センター	
長崎市保健所	☎829-1153
中央保健センター	☎829-1154
北保健センター	☎845-5151

博物館・資料館	
科学館	☎842-0505
市立博物館	☎845-8188
シーボルト記念館	☎823-0707
出島史料館	☎821-7200
歴史民俗博物館	☎847-9245
べっ甲工芸館	☎827-4331
野口彌太郎記念美術館	☎824-8209
古写真資料館・埋蔵資料館	☎820-3386
旧香港上海銀行長崎支店記念館	☎827-8746
旧居留地私学歴史資料館	☎827-2422
須加五々道美術館	☎820-3328
南山手地区町並み保存センター	☎824-5341
東山手地区町並み保存センター	☎820-0069
清水窟展示館	☎827-6890
長崎原爆資料館	☎844-1231
永井隆記念館	☎844-3496

ホール	
長崎ブリックホール	☎842-2002
公会堂	☎822-4145
市民会館	☎825-1400
文化ホール	☎825-1400
チトセピアホール	☎842-2700
平和会館	☎844-1231
原爆資料館ホール	☎844-1231
市民生活プラザホール	☎823-9333

図書館・美術館	
市図書センター	☎847-9877
県立長崎図書館	☎826-5257

大型・地区公民館	
中央公民館	☎825-1948
西公民館	☎861-5919
南公民館	☎825-0295
北公民館	☎845-6362
大浦地区公民館	☎827-1987

ふれあいセンター	
小島地区	☎826-7703
緑が丘地区	☎847-9552
仁田・佐古地区	☎820-2474
淵地区	☎861-1972
桜馬場地区	☎828-2044
山里地区	☎843-0095

体育施設	
市民体育館	☎825-1400
諏訪体育館	☎820-1231
県立総合体育館	☎843-6251
市営陸上競技場	☎824-3728
市営ラグビー・サッカー場	☎849-4143
立山市民運動場	☎824-3728
市民総合プール	☎845-1212
市営庭球場	☎824-3728
県営野球場	☎845-2259
市営ソフトボール場	☎824-3728
市営弓道場	☎847-9283
市民アーチェリー場	☎844-6456

その他の市関連施設	
アマランス	☎826-0018
動物管理センター	☎844-2961
もみじ谷葬斎場	☎861-0298
もりまちハートセンター	☎842-2525
市社会福祉協議会	☎828-1281
市シルバー人材センター	☎842-9500
市都市整備公社	☎825-6643
長崎衛生公社	☎844-3521
消費者センター	☎829-1500
中央青年の家	☎825-1949

老人福祉施設	
あじさい荘	☎845-0698
すみれ荘	☎845-2400
ひまわり荘	☎861-5920
つばき荘	☎825-0297
さくら荘	☎823-2603
つつじ荘	☎845-9705



# 東部地区



**支所**

日見支所	☎838-3104
東長崎支所	☎839-5151
古賀地区支所	☎838-2040
戸石地区支所	☎830-2001

**大型・地区公民館**

東公民館	☎838-3732
戸石地区公民館	☎830-2937
日見地区公民館	☎839-8832

**老人福祉施設**

東望荘	☎838-3719
-----	-----------

**体育施設**

長崎東公園コミュニティ体育館	☎830-2011
東望山多目的広場	☎824-3728
東長崎公園運動場	☎830-2011
長崎東公園コミュニティプール	☎838-5705
市民網場プール	☎837-0564
長崎東公園庭球場	☎830-2011
東望山運動場	☎824-3728
東公園運動場	☎830-2011

# 西部地区

## 手熊地区

**支所**

西部地区事務所	☎841-0118
三重支所	☎850-1111

**地区公民館**

手熊地区公民館	☎841-1661
三重地区公民館	☎850-0142



**老人福祉施設**

舞の浜荘	☎850-0915
舞岳荘	☎841-1278

**体育施設**

さくらの里大芝生公園	
京泊公園多目的広場	☎824-3728
さくらの里庭球場	



# 南部地区

## 支所

小ヶ倉支所	☎878-5301
土井首支所	☎878-4534
深掘支所	☎871-3101

## 消防

南消防署	☎879-6119
------	-----------



## 地区公民館

小ヶ倉地区公民館	☎878-3796
土井首地区公民館	☎878-8809
深掘地区公民館	☎871-2387

## 福祉施設

ダイヤモンド・小ヶ倉ふれあいセンター	☎879-4609
しらゆり荘	☎879-0808
おみず荘	☎879-9882

## 体育施設

深掘体育館	☎824-3728
南部地区公園多目的広場	
おりおん座公園多目的広場	
南部地区公園ソフトボール場	
市民小ヶ倉プール	☎879-5379

# 北部地区



## 支所

滑石事務所	☎857-2978
-------	-----------

## 大型公民館

滑石公民館	☎856-3751
-------	-----------

## ふれあいセンター

滑石地区	☎857-7333
横尾地区	☎856-6572
西北・岩屋	☎843-7109



## 長崎市との合併に伴うお知らせ

発行／平成16年11月

このパンフレットに関するお問い合わせは、三和町役場(合併後は三和行政センター)まで。

**R100** (古紙配合率100%)を使用しています。